

平成 18 年 12 月 27 日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西  
理 事 長 榎 彰 徳 殿

株式会社関西アーバン銀行

#### 貴申入書への回答について

拝啓

貴機構ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当行は、消費者ローン市場の健全化に資することを目的とし、利息制限法の上限以内の金利で、かつ債務者の返済能力を前提とした商品として「おまとめローン」を発売いたしました。

当行としても、利用者保護は近時の社会的要請であると認識しており、「おまとめローン」を通じて健全なローン商品を提供するとともに、利用者に対しては十分な説明を行っていく方針であります。については、今後とも貴機構のご意見も参考にして説明態勢を整備して参りたいと考えております。

「おまとめローン」に関し、平成 18 年 12 月 1 日付貴機構よりいただいている「申入書」について、下記のとおり回答いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 申入れの趣旨 1 について

当行のおまとめローン広告には、「現在のお借入金利が利息制限法の上限を上回る場合は、個々の契約によっては上回る部分の支払い利息が、返還されるケースがありますので、法律専門家へのご相談をおすすめします。」と注意文言を記載しております。

また、今後おまとめローン申込者に対する説明時には、利息制限法の上限を上回る部分の利息(過払い利息)の借入先への返還請求について、専用の説明書を用意してより踏み込んだ説明をしていくこととしていくほか、既存のおまとめローン契約者にも同説明書を郵送する予定です。

こうした措置により、申込者に、過払い利息の借入先への返還請求の可能性について今まで以上に理解を得られるようになるものと考えています。

#### 申入れの趣旨 2 について

当行では、申込者の返済能力について適切に審査し、判断を行っています。その結果、延滞率は極めて低いものとなっております。

#### 申入れの趣旨 3 について

上記のとおり、当行では、申込者の返済能力に重点をおいて審査し、返済能力に応じて返済条件を設定しております。担保や保証は補完的なものとしており、担保処分による回収を前提にした融資は行っておりません。したがって、代弁率は極めて低いものとなっております。

以上

照会先 リスク統括部  
法務室  
電話 06-6281-7000(代表)